

新個人情報保護法施行に伴う 対応について

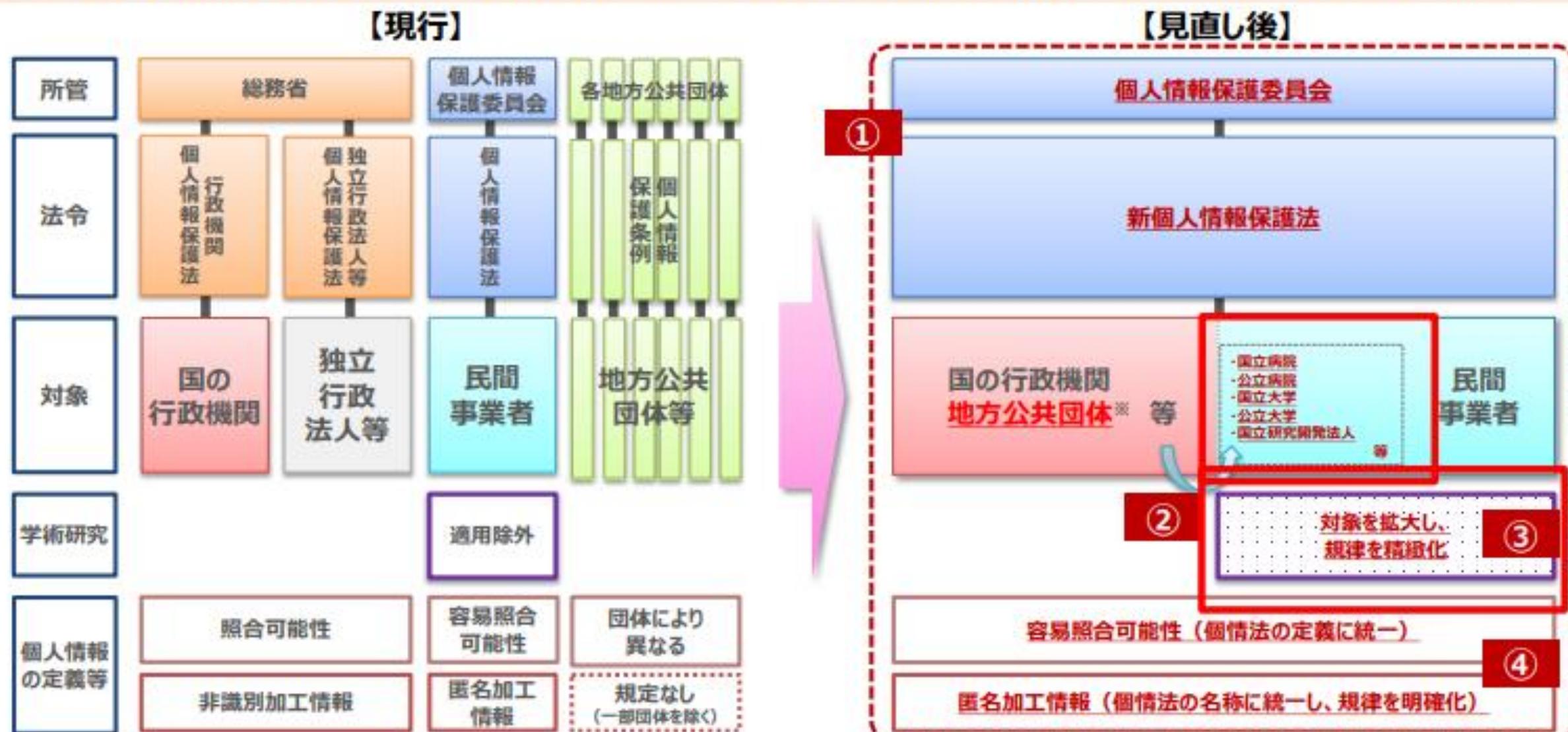
熊本市議会 議会局

1 令和3年改正法の概要

個人情報保護制度見直しの全体像

出所：個人情報保護委員会 作成資料

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

2 議会の適用関係

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されている。

新個人情報保護法 第2条第11項第2号

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 (略)
- 二 **地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。)**
- 三・四 (略)

※新個人情報保護法上、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる規定

新個人情報保護法 第2章、第3章及び第69条第2項第3号

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(利用及び提供の制限)

第69条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

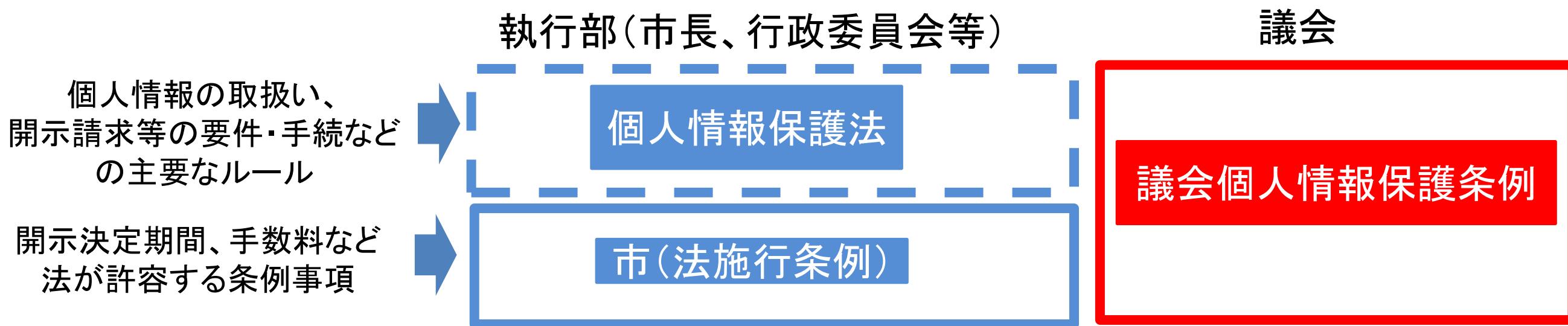
四 (略)

3・4 (略)

3 基本的な考え方

- ▶ 現行の市条例下において、議会は実施機関の一つとして個人情報の保護に取り組んでいる。
- ▶ 新法下においても、地方公共団体の責務(第5条)、地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護(第12条)における「地方公共団体の機関」には議会が含まれ、議会における個人情報の適正な取扱いが要請されている。
- ▶ 議会として個人情報保護制度を設けない場合、議会における個人情報が保護されないことになり、また、個人情報の取扱いについて執行部との差が生じることになる。
- ▶ 国の「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」においても、「ほとんどの団体で議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものである」と報告されている。

4 新法施行後の適用関係（執行部、議会）



5 条例制定までの必要な手続・スケジュール

- ▶ 条例制定にあたっては、パブリックコメントの手続や、罰則規定を置く場合は検察庁協議を実施する必要がある。
- ▶ また、施行(予定)日は新法に合わせ、令和5年4月1日とし、市民への周知期間を考慮すれば、令和4年第4回定例会における条例案の上程が望ましい。

6 今後想定されるスケジュール（案）

